

洞爺湖町広報紙広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、洞爺湖町が発行する広報紙「広報とうや湖」(以下「広報紙」という。)に掲載する広告の取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告内容の基準)

第2条 広報紙に掲載できる広告については、洞爺湖町の広報紙という性格を十分考慮し、公共性の高いものや町民生活に有益となるものとし、次の各号のいずれかに該当しないものとする。

広報の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの。

風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条に掲げる営業に該当するもの。

政治的活動又は宗教活動に関するもの。

個人並びに団体の意見広告。

児童及び青少年の健全育成を侵害するおそれがあるもの。

その他、広報に掲載することが好ましくない町長が判断するもの。

(掲載対象)

第3条 広告を掲載する広告主は、町内に本社・本店並びに単独の事業所を置く事業者又は町外に本社・本店を置き、町内に支店、営業所などを置く事業主に限る。

(仕様及び広告掲載料)

第4条 広告の仕様及び広告掲載料は、次のとおりとする。ただし、これによらない場合については、広告を掲載しようとするものと協議の上、決定するものとする。

種 類	広 告 ス ペ ー ス	掲載期間	掲載料
広報「とうや湖」 (1色刷り)	縦4.5cm×横8.5cm (指定ページ1段の2分の1)	1回	4,000円
	縦4.5cm×横17.0cm (指定ページ1段)	1回	8,000円
	縦14.5cm×横17.0cm (指定ページ3段)	1回	24,000円
	縦25.0cm×横17.0cm (指定ページ5段)	1回	40,000円

(広報掲載位置等)

第5条 広告を掲載する位置は、広報発行の目的を妨げない位置とする。

(広告掲載者の募集・申込み)

第6条 広告掲載の募集は、広報及びホームページ上で行う。

2 広告掲載の申込みは、次によるものとする。

申込者は、広報発行の前月15日までに、広告掲載申込書（別記様式第1号）と掲載しようとする広告の原稿（紙又は電子データ）を添えて、広報所管課に提出する。

1回の発行で、5口までを限度とする。

（広告掲載の決定）

第7条 町長は、広告主から広告掲載申込みがあったときは、この要綱の規定に適合するか否かについて審査し、広告主に対し、広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（広告主の責任）

第8条 広告の内容に関する責任は、すべて広告主が負うものとする。

2 広告主は、町税等を完納していなければならない。当該広告主が法人の場合にはその法人の代表者、個人の場合にはその個人と生計を一にする親族についても、同様に町税などを完納していなければならない。

（広告掲載料の納入）

第9条 広告主は、広報発行日前の町長の指定する日までに、第7条に規定する広告掲載許可書通知書とともに発行する納入通知書によって、広告掲載料を一括納入するものとする。

（広告掲載の取消し、中止）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取消し又は中止することができる。

広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。

虚偽の広告掲載申込みをしたとき。

第2条各号のいずれかに該当したとき。

（広告掲載料の還付）

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、洞爺湖町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は還付することができる。

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年11月10日から施行する。

広告掲載申込書

平成 年 月 日

洞爺湖町長 様

申込者
氏名(名称) _____ 印

住所 _____

連絡先 _____

洞爺湖町広報紙広告掲載要綱第6条の規定により、下記のとおり申込みます。

記

1 広告の規格

広告(縦4.6cm×横8.5cm)

広告(縦4.6cm×横17.0cm)

広告(縦14.5cm×横17.0cm)

広告(縦25.0cm×横17.0cm)

その他

2 広告掲載希望月

_____月号

3 広告原稿については別添のとおり